

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月2日（平成28年（行情）諮問第535号）

答申日：平成29年5月1日（平成29年度（行情）答申第37号）

事件名：「第12期情報基礎課程（電波部）」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の7文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，文書7（27枚目の電話番号）を開示すべきである。

文書1 自衛隊の統合運用等 平成26年2月26日 統合幕僚監部運用部運用第1課

文書2 情報本部「情報基礎課程」教育支援 航空自衛隊の情報活動 平成27年3月10日 航空幕僚監部 情報課

文書3 第12期情報基礎課程（電波部）

文書4 情報基礎課程教育資料 衛星と画像分析 26.3.11 情報本部画像・地理部

文書5 戦略情報概説「情報調整基礎」－第12期情報基礎課程－ 平成26年2月25日

文書6 第12期情報基礎課程（情報保全） 26.2.26

文書7 平成25年度情報保証教育（情報基礎課程）計画部システム通信課 26.3.3

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年3月15日付け防官文第4408号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の

電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書

ア 総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件異議申立てと同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また処分庁も過去における開示決定（平成25年12月25日付け防官文第17119号）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

イ 処分庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが平成28年7月1日付け書状及び同月15日付け書状によれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

この説明によれば、処分庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っているのである。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等をやリ直すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

本件開示請求は、「情報本部課程教育『情報基礎課程』で使用されたテキスト類の全て*対象文書は、2014.4.8一本本B28から改訂された最新版が存在すればそれを希望。**電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものである。

本件開示請求に対し、法11条を適用して平成28年7月1日まで開示決定等の期限を延長した上で、第1回目の開示決定として本件対象文書を特定し、同年3月15日付け防官文第4408号により、その一部が法5条1号、2号、3号及び6号の不開示情報に該当することから、当該部分を不開示とする原処分を行った。

(2) 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び理由については、別表のとおりであり、法5条1号に該当する部分については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、同条2号に該当する部分については、実在する法律事務所の権利利益を害するおそれがあることから、同条3号及び同条6号に該当する部分については、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあること、又は我が国と他国との安全保障上の関係を損ない、信頼関係に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに防衛省・自衛隊の今後の活動に支障を及ぼすおそれがあることから不開示とした。

(3) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーション用ソフトにより作成された文書である。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

イ 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複製の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複製には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複製の交付も行われていない。

エ 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条1号、2号、3号及び6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月27日 | 審議 |
| ④ | 同年10月4日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成29年3月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年4月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省情報本部における第12期情報基礎課程において使用された資料（PDF形式以外の電磁的記録）である。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条1号、2号、3号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、当該部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において確認したところ、本件対象文書においてマスキングされている部分の一部（文書7の28枚目の一部）について、行政文書開示決定通知書では不開示とした部分として明示されていないことが認められた。

その理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政文書開示決定通知書の「不開示とした部分」への記載漏れとのことであった。

しかしながら、原処分については、行政文書開示決定通知書に表示されたとおりの内容で行われたと解すべきであり、上記部分は、原処分（行政文書開示決定通知書）において開示された部分と認められるから、異議申立ての対象外と解されるので、当審査会では、上記部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

- (2) 以上を前提として、以下、検討する。

ア 架空の不審電子メールの送付者の電話番号

別表の番号2欄に掲げる不開示部分のうち、文書7の27枚目の不開示部分は、架空の不審電子メールにおける送付者の電話番号であり、当該不開示部分に対する注釈である「実在する法律事務所の電話番号」との記載は開示されていると認められる。

当該不開示部分は、当該法人その他の団体の本来の活動等と無関係であることは明らかであり、これを公にしたとしても、いずれの法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれなどがあるとは認められないことから、法5条2号に該当せず、開示すべきである。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書7の26枚目については、原処分で不開示としたが、開示することであるので、これについては判断しない。

イ 個人に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分は、特定自衛官の生年月日、勤務歴及び写真の顔部分である。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分である氏名が既に開示されている又は個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 自衛隊の部隊等の編成に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の部隊等の編成に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 自衛隊の警戒監視に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の警戒監視に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の警戒監視活動の態様、監視対象等が明らかとなり、悪意を有する相手方をして、対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 自衛隊の地震対処計画に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の地震対処計画に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の巨大地震への対処態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害され

るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 自衛隊の宿营地等に関する情報

別表の番号6欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の国際平和協力活動に当たる特定部隊の宿营地等及び活動拠点の具体的な構造等に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の施設の防御能力等が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、自衛隊に対する破壊活動、妨害行為等を行うことを容易ならしめるなど、自衛隊の部隊に損害が生じ、又は自衛隊の国際任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

キ 自衛隊の国際平和協力活動に関する情報

別表の番号7欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の国際平和協力活動に関する具体的な予定が記載されている。

当該活動予定は、その性質上、関係国との綿密な調整の下に作成されていると認められることから、当該部分を公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれ、自衛隊の活動に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ク 自衛隊の訓練の成果及び問題点に関する情報

別表の番号8欄に掲げる不開示部分には、自衛隊が米軍と実施した訓練の成果及び問題点に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の能力及び練度が推察され、悪意を有する相手方が対抗措置を講ずることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

ケ 防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報

別表の番号9欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、悪意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となる

など、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

コ 我が国政府の情報業務に関する情報

別表の番号10欄に掲げる不開示部分には、我が国政府内の情報業務の運用態勢に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国政府内における情報業務の運用要領が明らかとなり、我が国政府の情報業務を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、我が国政府の情報収集・分析活動に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

サ 情報保全業務に関する情報

別表の番号11欄に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する能力が推察され、悪意を有する相手方をしてその弱点をついた行動を採ることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号、3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、文書7（27枚目の電話番号）は、同条2号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久

別表

番号	不開示とした部分		不開示とした理由
1	文書 1	2 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。
		5 3 枚目、5 4 枚目、6 0 枚目、6 4 枚目、6 6 枚目及び 7 4 枚目の写真の顔部分	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる。
2	文書 7	2 6 枚目及び 2 7 枚目の電話番号	実在する法律事務所の電話番号が記載されている。
3	文書 1	1 0 枚目の一部	統合幕僚監部内の組織編成に関する情報であり、これを公にすることにより、統合幕僚監部の態勢及び各部等の能力が推察される。
		4 9 枚目の一部 6 4 枚目（写真の顔部分を除く。）の一部	自衛隊の編成に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の態勢が推察される。
4		2 0 枚目の一部	自衛隊の警戒監視に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の監視対象が推察される。
5		4 0 枚目ないし 4 2 枚目の一部	自衛隊の地震対処計画に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の分析能力及び態勢能力が推察される。
6		5 2 枚目及び 5 3 枚目（写真の顔部分を除く。）の一部	自衛隊の宿営地に関する情報であり、これを公にすることにより、宿営地の防御能力が推察される。
		7 3 枚目の一部	自衛隊の活動拠点に関する情報であり、これを公にすることにより、活動拠点の防御能力が推察される。
7		5 5 枚目の一部	自衛隊の今後の国際平和協力における活動内容に関する情報である。
8		8 6 枚目の一部	訓練の成果及び問題点に関する情報

			であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用要領及び能力が推察される。
9	文書 2	6 枚目及び 7 枚目の一部	航空自衛隊の情報業務に関する体制に関する情報であり，これを公にすることにより，航空自衛隊の情報業務に関する能力が推察される。
	文書 3	2 枚目ないし 1 2 枚目， 1 7 枚目ないし 2 1 枚目， 2 3 枚目， 2 4 枚目及び 2 6 枚目ないし 1 2 7 枚目の一部並びに 1 3 枚目ないし 1 6 枚目， 2 2 枚目及び 2 5 枚目の全て	防衛省の情報の収集・処理に係る態勢，分析能力及びその他の情報業務に関する情報が記載されており，これを公にすることにより，我が国の安全を脅かそうと企図する相手方による情報収集能力の隙を狙った行動や情報の操作による妨害といった対抗措置が講じられるなど，今後の情報活動の障害となる。
	文書 4	5 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報関心が推察される。
		6 枚目ないし 8 枚目の一部	防衛省の情報業務に係る組織・編成に関する情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の態勢が推察される。
		1 5 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する撮像要領及び情報関心が推察される。
		1 7 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の収集要領及び情報関心が推察される。
		2 9 枚目及び 3 0 枚目の全て	
	1 8 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にす	

			ることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する分析要領及び保全体制が推察される。
		2 2 枚目，2 3 枚目及び2 6 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する画像情報の収集要領が推察される。
		2 7 枚目の全て	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の収集能力及び情報収集要領並びに情報関心が推察される。
		2 8 枚目の一部	
		3 1 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の分析及び配布要領並びに運用体制が推察される。
		3 2 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の分析及び作成内容並びに運用体制が推察される。
		3 4 枚目ないし5 1 枚目及び5 3 枚目ないし5 5 枚目の全て	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の分析要領，作成要領及び情報関心が推察される。
		5 7 枚目ないし6 0 枚目の一部	防衛省・自衛隊が収集・処理した情報が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務における画像情報の分析要領，作成状況及び情報関心が推察される。
		6 6 枚目及び6 7 枚目の全て	
		6 1 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報

			業務における画像情報の運用体制及び作成状況並びに情報関心が推察される。
		6 2 枚目の全て	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊における多国間地理空間共同作成事業の取組体制が推察されるおそれがあるとともに，我が国と他国との安全保障上の関係を損なうおそれがある。
		6 4 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する画像情報の分析要領が推察される。
		6 8 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する運用要領が推察される。
	文書 5	1 6 枚目， 2 0 枚目， 2 1 枚目， 2 3 枚目， 3 7 枚目， 4 0 枚目ないし 4 2 枚目及び 4 9 枚目ないし 5 2 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する運用要領及び情報関心が推察されるとともに，情報関連部署の配置が明らかになることから，情報を得ようと企図する者に対し，有為な情報を与えることになる。
1 0	文書 5	9 枚目及び 1 3 枚目の一部	防衛省・自衛隊の情報業務に関する内容が記載されており，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の情報業務に関する運用要領及び情報関心が推察されるとともに，情報関連部署の配置が明らかになることから，情報を得ようと企図する者に対し，有為な情報を与えることになる。
1 1	文書 6	7 枚目， 9 枚目ないし 1 6 枚目， 2	防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する内容が記載されており，これを公

		6 枚目， 2 7 枚目， 3 0 枚目， 3 4 枚目及び 4 9 枚目の一部	にすることにより，防衛省・自衛隊の情報保全業務に関する能力等が推察される。
--	--	--	---------------------------------------